

(市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部 入室)

1 付託事件審査

午前10時03分開議

○委員長(日角 邦夫) 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の議題の確認ですが、お手元に配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、1の付託事件審査ですが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように決定いたします。

それでは、まず議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案5件を一括議題といたします。御質問ございますか。はい、北原委員。

○北原 善通委員 保健福祉部の関係になりますよね。夜間急病センター条例一部改正についてですけれども、夜間急病センターのこれまでの設置経緯をまず知らせてほしいです。

○保健所次長(佐藤 尚之) 北原委員からただいま御質問ありました夜間急病センターの設置経緯についてでございますが、まず設置場所につきましては、昭和51年6月に夜間急病センター、オープンしておりまして、その当時はですね、かつての保健所の一部を利用して業務が開始されております。その後、昭和55年10月に、白鳥町の亀田川沿いに場所を確保いたしまして、新築移転しております。その後平成20年12月から、現在の総合保健センター内2階に移転し、現在に至っております。

運営形態としましては、当初から函館市と函館市医師会の共同事業で取り組んでおりまして、施設整備費と運営経費の不足分は市が負担をしまして、運営は函館市医師会が行う、いわゆる公設民営方式という形で開始されております。平成20年の総合保健センター移転からは、指定管理者制度、利用料金制を採用しての指定管理者制度、すなわち診療報酬は直接医師会の収入になる。で、不足分を市が補うという形の料金制度を採用しまして運営をしております。

設置経緯でございますけれども、昭和40年代に、夜間の救急医療への対応が社会問題化しておりまして、夜間の患者のたらい回しとか全国的に指摘される中、市民の急病からの不安を解消すべく、市と医師会が共同でこの問題に対処するため、協議会を設置して開設に至ったものでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 私も当時委員をやっていたこともありまして、思い出しておりました。現在地に移転、開所するに、当初計画上の患者数がどれだけ見込まれていたのかな。

○保健所次長(佐藤 尚之) 平成20年12月に、現在の総合保健センターに移転するに当たっての患者の見込み数でございますけれども、過去の実績、それから移転に伴う駐車スペースを十分に確保しているということなどの移転効果による患者増も考慮いたしまして、通年で、移転後通年の実績となりますと、

平成21年度以降ということになりますので、平成21年度以降の見込みとしましては、1万4,387人、約1万5,000人と当時見込んでおります。また、平成25年度以降につきましては、2回目の指定管理者ということで、過去の実績を踏まえまして、1万7,867人、約1万8,000人の利用者数を見込んでおります。以上でございます。

○北原 善通委員 時間延長の具体的な理由、要因についてになりますけれども、今回時間延長するに至った理由は、現在地での当該センターの利用が好調だからだと考えますけれどもね、移転当初の利用者実績と、直近の利用者実績についてお知らせください。

○保健所次長（佐藤 尚之） 移転後の実績についてのお尋ねでございます。平成20年度は、12月から3月までの4カ月分ということになりますので、この間は6,954人という実績でございます。移転後、通年ベースとなりました平成21年度以降につきましては、平成21年度は2万1,523人、平成22年度は2万1,028人、平成23年度は1万9,723人、平成24年度は1万9,748人、平成25年度の実績は1万9,519人となっております。移転当初の平成21、22年度は、2万人を超えているわけでございますけれども、当時は、新型インフルエンザが流行したことや、季節性インフルエンザの流行等もあり、大幅に利用者がふえたと分析しております。直近3カ年は、インフルエンザの流行もございまして、1万9,000人台で推移しているものでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 要するに診療時間の延長ということは大事なことでありますけれども、利用者の便宜を図る上では、時間の延長効果が30分というのは、どんなことでしょうか。効果が上がるんですか。

○保健所次長（佐藤 尚之） 市内の救急医療体制についてでございますけれども、昭和51年の夜間急病センターの開設当時から市におきましては重症患者の診察に従事する2次救急医療の機能との連携を図りながら軽傷や重症の患者に対する救急医療体制というのを構築してきてございます。このような中で、30分の時間延長による効果といたしましては、1つには深夜零時以降の軽症患者を受け入れる体制の確保を図ることで、利用者の利便性の向上につながるものがあるというふうに考えております。また2つ目としましては、市内の今現在11の病院が診療科別にローテーションを組んで当番日を設定しまして、夜間に重症患者を受け入れている2次救急医療機関というのがございます。近年、この2次救急医療機関に対して救急搬送される件数が増加傾向にございますので、2次救急医療機関で救急医療に従事するお医者さんが肉体的、精神的に負担が増しているという状況がございまして、したがって、夜間急病センターの指定管理者である医師会内部におきましても、2次救急医療機関の負担を軽減して現在の救急医療体制を維持する、それが最も必要なことであるというふうに考えてございまして、夜間急病センターの時間延長というものを検討したものでございます。

市といたしましても、このたびの時間延長によりまして、2次救急医療機関の負担軽減には一定の効果があるというふうに判断をしておりますし、今後も市医師会と協力して、市民の安全安心のために、現在の救急医療体制を堅持して参りたいと考えております。以上でございます。

○北原 善通委員 既定の指定管理委託料についてですけれどもね、反対効果として、当該センターの医療従事者の負担がふえるものと考えます。指定管理委託料などの経費面において、影響を及ぼすのではないかと、まず思うんですよ。で、今回の補正にあわせて、指定管理委託料にかかる歳出の見直しがないんですよ、見直しがないんです。これについて御説明いただきたい。

○保健所次長（佐藤 尚之） 夜間急病センターが、先ほども御答弁申し上げましたけれども、平成20年12月から医師会が指定管理者となって、利用料金制で運営をしてございます。夜間急病センターの指定管理委託料につきましては、北斗市や七飯町からの負担金も含めまして、平成25年度では3,046万5,000円となっており、時間延長に伴う経費増分につきましては、医師、看護師や事務員などの勤務時間増に伴う人件費の増加が主なものとなりますけれども、一方では時間延長によります効果としまして、利用者の増も見込めますので、診療収入もふえることとなります。したがって、利用者が大幅に減少しない限り、今現在1万9,000人の利用者がおりますので、利用者が大幅に減少しない限り、現行の債務負担行為の設定額の範囲内で賄えるものと考えておりまして、歳出予算の補正はしなかったものでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 夜間急病センターの運営事業費の負担金についてですけれども、結局は夜間急病センター運営に当たっては、運営事業費がかかる。近隣の市町の負担金があると。確認のために伺いますけれども、各市町の負担額の積算はどのようになっているのでしょうか。また、ここ数年の負担金の予算、決算の推移を見ましたら、予算額と決算額の乖離が大きいんですよ。乖離が大きいんです。私も暇なものですから、平成23年からずっと見てみましたが、あまりにも乖離大きいのはちょっと驚いて、今まで気づかなかったと思っていましたんで、その辺御説明いただきたいと思う。

○保健所次長（佐藤 尚之） 最初に、北斗市、七飯町の負担額の積算の状況はどうなっているのかということにつきまして、お答えさせていただきたいと思います。北斗市、七飯町の住民の夜間急病センターの利用者は、全体の利用者の約2割程度いるということから、指定管理者に移行する際に、北斗市、七飯町とも協議しまして、2市1町で運営経費を負担する方法をとっております。その積算根拠につきましては、救急医療体制は、患者がいよいよといまいと、体制を整える必要があるということから、それぞれの自治体の人口割によりまして負担を求めているところでございます。この指定管理委託料につきましては、年度当初概算払いをしまして、年度末に精算を行っております。平成25年度で申し上げますと、概算払いの時点では、委託料全体が3,046万5,000円。各自治体の負担の内訳は、函館市が2,458万5,000円、北斗市が368万6,000円、七飯町が219万4,000円となっております。精算の結果につきましては、平成25年度に必要とした委託料は、最終的に約779万5,000円でしたので、2,267万が市に返還をされております。各自治体の精算の結果の負担額の内訳としましては、函館市が約628万3,000円、北斗市が約95万1,000円、七飯町が約56万1,000円という結果になってございます。仮に利用者が少なければ、その分診療収入が減るということになりますので、自治体の負担がふえることにはなりませんけれども、平成25年度におきましては、1万9,519人の利用者がありましたので、精算の結果、返還が生じたということでございます。

次に、2点目の質問としまして、予算額と決算額との乖離についてでございますけれども、過去におきましては、新型インフルエンザの流行などによりまして、大幅に利用者がふえ、診療収入もふえ、結果として委託料が見込みを下回り、返還が続いていたことがございます。したがって、2回目の指定管理者の指定に当たりましては、現在の施設への移転後の利用者状況等を勘案しまして、債務負担行為の額の設定に当たりましては、委託料を見直しし、約1,000万減額をしてございます。市としましては、夜間急病センターの運営は利用者の増減によって診療報酬が大きく増減するということとなります

ことから、市民の救急医療に重要な役割を果たしている夜間急病センターの運営に当たりましては、年度途中において資金不足といった事態が生じないように、安定的な運営を行っていただく必要があるものと考えておりますので、現行の予算額を確保しているものでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 どうもありがとうございました。

次、子ども未来部のほう質問したいと思います。学童保育の開設状況についてですけれども、当初においては、あれは平成23年の12月だったな、弥生小学校改築されたのね。あそこの学校初めとして、各小学校、公設されたもの、それから民間のものなどが四十数カ所あるはずでございますけれども、その学童保育所の状況はどのようになっているか、また、学童保育所の運営補助の年間支給額とその支給基準をお聞かせいただきたいと思います。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 本市における学童保育所の開設状況についてのお尋ねでございますが、本市における学童保育につきましては、全てが民間への委託により実施しているところでありまして、今年度は47カ所の学童保育所を開設しております。その開設場所の内訳につきましては、小学校併設が弥生小学校の1カ所、小学校の余裕教室が12カ所、児童館では、児童館での実施が2カ所のほか、民間施設では私立の幼稚園が4カ所、事業を実施する事業者がみずから設置した専用施設が4カ所、そのほか民間やアパートの1室等を借用しての実施が24カ所となっております。また、事業の運営主体につきましては、父母会が24カ所、学校法人が5カ所、NPO法人が14カ所、株式会社が4カ所となっております、平成26年4月1日現在で、1,583人の児童が利用しております。また、学童保育の委託料についてでございますけれども、このたびの補正で盛り込んでおります、保育緊急確保事業によるものを含めると47カ所の合計で、2億8,958万円を見込んでおりまして、1カ所当たりの平均は、およそ616万円となっております。函館市の委託料につきましては、国からの国庫補助基準額を基本に算定しておりまして、利用児童数および開設日数や時間、また障がい児の受け入れのための指導員の配置の有無によりまして年間の委託料算定しておりますほか、市独自の加算のメニューも設定しておりまして、民間施設で実施する学童保育所に対しまして、施設の維持や環境改善のための経費といったしまして、利用児童数に応じて、年間42万もしくは57万円を加算しておりますほか、全ての学童保育所に対しまして教材費分として一律年間20万円を加算しているところでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 ありがとうございます。

次にですね、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業ってありますけれども、今回の補正案件である放課後児童クラブ開所時間延長支援事業というのはどのようなものでしょうか。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業についてのお尋ねでございますが、この事業は平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に先駆けて、国が行う保育緊急確保事業のメニューの一つでありまして、子供の就学後の保育環境の拡充を図るため、午後6時半を超えて開所する学童保育所のうち、職員の賃金を改善する学童保育所を対象に、国の補助基準に基づきまして、1カ所当たり年間156万円を上限に、実際に増額した人件費分を委託料として追加するものでございます。なお、事業の対象となるためには、有資格者を含む2名以上の職員の配置、開所時間数や開所日数、また、施設、設備などについて、一定の条件が課せられておりますほか、小学校や保護者との日常的な情報交換や、定期的な避難訓練、苦情窓口の設置、児童虐待への対応などが義務

づけられております。以上でございます。

○北原 普通委員 放課後子ども教室との関連なんですけれども、今回の補正案件には出ていないんですけれども、小学校内を利用して文部科学省所管の放課後子ども教室の運営も行われているんですよね。この学童保育所と放課後子ども教室のかかわりについて、ちょっと御説明いただけますか。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 学童保育所と放課後子ども教室とのかかわり合いについてのお尋ねでございますが、学童保育所は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対して、放課後の生活の場や、遊びの場を提供いたしまして、その健全育成を図るものであるのに対して、放課後子ども教室は、保護者の就労にかかわらず、事業を実施している小学校の全ての児童を対象に、地域のボランティア等の見守りのもと、昔の遊びや、スポーツ等の活動の場を提供するものでございます。現在、放課後子ども教室は7校で実施しておりますけれども、子ども教室と学童保育を同じ校舎内で実施している学校がございませんことから、連携はなかなか難しいところでございますが、一部では学童保育の利用児童が子ども教室での活動に参加した後で、学童保育所へ向かうといったこともございます。以上でございます。

○北原 普通委員 保育緊急確保事業ということになりますけれども、この放課後児童クラブ開所時間延長支援事業には、保育緊急確保事業費補助金が財源として充当されるとありますけれども、この保育緊急確保事業とはどのようなものなのですか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由） 保育緊急確保事業費補助金についてのお尋ねでございます。この補助金につきましては、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法に基づき、幼児期における教育保育給付及び地域子ども子育て支援事業の実施、いわゆる子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るために、平成27年の法律施行までの間、国の省令で定める保育、その他の子ども・子育て支援に関する事業を行った場合に補助を受けることができるものでございます。以上でございます。

○北原 普通委員 今回の補正案件は、保育緊急確保事業のどの事業に該当するんですか。

○子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由） 保育緊急確保事業費補助金の対象事業についてのお尋ねでございます。今回補正要求をしております地域放課後児童健全育成事業費につきましては、保育緊急確保事業費補助金のうち放課後児童クラブ開所時間延長支援事業に該当するものでございまして、このほか参考までに市が補助を受けている具体的な事業といたしましては、保育士の賃金増額のための保育士等処遇改善臨時特例事業や地域子育て支援拠点事業、いわゆる子育てサロンやつどいの広場のほか、ファミリーサポートセンター事業や乳児家庭全戸訪問事業、いわゆるこんにちは赤ちゃん事業など全部で13事業となっております。以上でございます。

○北原 普通委員 各この事業の所管省庁についてお伺いしますけれども、いわゆる学童保育所、放課後児童クラブの所管は厚生労働省、放課後子ども教室の所管は文部科学省と、こうなるわけですね。今回の保育緊急確保事業については内閣府の補助金によるものと聞いておりますけれども、これらの経緯について伺いたい。

○子ども未来部次世代育成課長（横川 真奈美） 学童保育所と放課後子ども教室、また保育緊急確保事業の所管省庁についてのお尋ねでございますが、学童保育所は児童福祉法に放課後児童健全育成事業としてその定義が規定されており、社会福祉法に規定される第2種社会福祉事業となっておりますことか

ら、厚生労働省の所管となっております。一方、放課後子ども教室は国の教育振興基本計画に基づきまして実施されております事業でありますことから、文部科学省の所管となっております。また、このたびの保育緊急確保事業につきましては子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に先駆けて実施されるものでございますので、新制度の所管官庁であります内閣府の所管となっております。以上でございます。

○北原 善通委員 さらにずっと調べていきますと、その対象となる20事業のうちの一つとして放課後児童クラブ開所時間延長支援事業と。これがですね、内閣府から1年限りの事業ということで来ているというのがありますけども、それから、保護者から徴収しないことともありますが、いろいろこういうちょっとわからないようなことがありますけども、今年1年限りなんでしょうか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子） この事業、1年限りかどうかということでの御質問でございますけども、この保育緊急確保事業につきましては、本年の4月1日付で内閣府、文部科学省、厚生労働省の3つの中央官庁の共管で実施についての通知が出されたわけでございます。この通知の中では対象となる事業については記載されておりますけども、実施の期間については特段の記載はございません。しかしながら、国が計上しております子ども・子育て支援新制度における質の改善ということの中では、学童保育所にかかわってもいくつかの改善の施策が打ち出されております。その中の一つが今回補正を要求しております学童保育の延長、時間延長の事業でございます。これは、小1の壁の解消ということで小学校と学童保育の円滑な継続性ということで、なかなか小学校に入ってから保育の状況の環境がまだ十分整理されていないということを解消するために非常に大きな問題意識をもって国が政策として掲げているものでございます。今回は平成26年度先駆けということでの予算が提出されておりますので、私もいたしましたは今後新制度が本格的に展開する中でこの事業が何らかの形で充実発展していくというふうに推測しておりますので、詳細の部分で変化があるかもしれませんけども、大きな流れとしてはこの事業が継続されるものというふうに推測しているところでございます。以上でございます。

○北原 善通委員 それでは民生所管の分は終わりますけども、この次、1人でやってたらずいな。いいですか、続いて。

○委員長（日角 邦夫） いいですよ。

○北原 善通委員 そうですか。工事請負契約について。環境部、日乃出清掃工場中央監視制御システム更新の工事について。中央監視制御システムの役割について、清掃工場における中央監視制御システムとはどのようなものなんでしょうか。その役割について伺いたいです。

○環境部日乃出クリーンセンター所長（鈴木 健司） ただいま中央監視制御システムの役割についてのお尋ねでございますが、このたび更新工事を行う日乃出清掃工場の中央監視制御システムは、焼却施設の運転操作、監視、制御を行うための基幹コンピューターシステムでございます。このシステムは、最適な燃焼状態を維持し、廃棄物処理法等に定められた排ガスなどの排出基準等への適合や、運転効率を確保するためのものでございまして、1つは焼却炉を構成する各機器を総合的に制御する分散型制御システム、2つ目としまして、燃焼温度等を計測し、空気量等を演算する自動燃焼制御装置、そして3つ目は、焼却炉の附帯設備である有害ガス除去装置やバグフィルターなどを制御するシーケンス制御装置の大きく3つの制御装置で構成されております。以上でございます。

- 北原 善通委員 既存の当該システムの設置年度並びに標準耐用年数についてですけれども、現在設置されている中央監視制御システムはいつ設置されたものか、標準的な耐用年数は何年か、教えてください。
- 環境部日乃出クリーンセンター所長（鈴木 健司） 現システムの設置年月及び標準的な耐用年数についてのお尋ねでございますが、現行の中央監視制御システムは、平成12年度から平成15年度にかけて行いましたダイオキシン削減対策改造工事において設置したものでありまして、設置後11年が経過しております。このシステムのメーカーが推奨する耐用年数につきましては、15年となっておりますが、既に現設備の部品製造が中止されておまして、保守対応期限が平成28年3月までとなっておりますため、これ以降システムに重大な故障等が発生した場合、復旧ができず、ゴミの焼却処理に重大な影響を及ぼすことから、このたび2カ年をかけて更新工事を行うものでございます。以上でございます。
- 北原 善通委員 なるほど。では、現行の焼却炉の耐用年数なんですけれども、現行の日乃出清掃工場の使用期限、焼却炉の使用期限ですけれども、平成20年3月に策定した函館市廃棄物処理基本方針というものがありますけれども、これにおいて、日乃出清掃工場は平成38年頃まで使用可能とされている。その年限以降の清掃工場のありよう、それから将来の廃棄物処理施設のありようはどのようになっているか。今回の更新するシステムとの整合は図られているのかどうか。これについて予算特別委員会で話したことがありますので、その辺についてお伺いしたい。
- 環境部長（高橋 良弘） 今北原委員のほうから、平成38年以降の工場についてお尋ねがございました。今課長から御答弁申し上げましたけれども、日乃出清掃工場の現状ですね、これから延命化の工事、今のコンピューターのシステムもそうですけれども、こういった延命化の工事をするによりまして、平成38年度までの運転が可能なのかなというふうに考えてございます。そして一般的に、こういった廃棄物の処理施設、整備に構想、それから計画、そういった期間を含めまして、大体十数年を要するというので、今の日乃出清掃工場も検討してから大体十四、五年かかったということもございまして、現在は平成39年を目途に、計画の検討を進めてございます。それで、今年度は、平成26年度ですけれども、一般廃棄物の処理の基本計画をつくるということで、ごみ、一般廃棄物、産業廃棄物あるんですけども、そのうちの一般廃棄物の基本計画をつくるということで、ごみの減量化ですとか、リサイクルですとか、そういった部分、今後10年間のごみの推計量ですとかそういったもの含めて計画をつくると。そしてその後2カ年をかけるということで、平成27年度、平成28年度で、新しい施設の計画をつくるということで、今現在検討をしております。そういった中で、施設の計画の中で、例えば施設の規模ですとか、施設の方式、そして建設場所等も含めて検討して参りたいということで考えてございまして、今回のシステムは15年ということで、推奨耐用年数15年となっておりますので、平成38年度までは12年ということで、その期間内にはおさまるということで整合性も取られているのかなというふうに考えてございます。以上でございます。
- 北原 善通委員 私もね、ちょっと心配していたんですよ。平成38年までしかあの清掃工場が使える契約しかしていない。その後は使えないんだという話も聞いてあったもんですからね。海が近いし、あそこが一番いい場所だと思っておりましたが、ただでも15年しか持たないということであれば、十分間に合うのかなということになりますけれども、今後十分に注目していきたいと思っておりますけれども、これは

わかりました。終わります。

- 委員長（日角 邦夫） ほかに御質疑ありませんか。市戸委員。
- 市戸 ゆたか委員 一つだけ確認したいなというふうに思います。議案の第7号なんですけれども、函館市児童福祉施設の整備および運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、改正するに当たっての経過をまずお聞きしたいなと思います。
- 子ども未来部子ども企画課長（宿村 篤由） このたびの改正内容等に関してのお尋ねでございます。まずこのたびの改正内容につきましては、保育所における乳児保育につきましては乳児3人に対して保育士1人の配置が義務づけられているところでございますが、このたび児童福祉法に規定する児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令によりまして、乳児保育の際の保育士配置に当たり保健師または看護師を1人に限って保育士とみなすことができる乳児の数が6人以上から4人以上に変更になったことから国の最低基準に基づきまして制定しております函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例につきましても、同様に改正するものでございます。なお国の最低基準の一部改正につきましては国がこれまで構造改革特別区域において実施しておりました保育所における保健師または看護師の配置特例を全国展開することに伴い、実施されたものでございます。以上でございます。
- 市戸 ゆたか委員 法律が変わって、乳児の保健師、看護師が配置できる基準が変わるということですよ。現在、看護師や保健師が保育所で勤務している実態というのはどういうふうになっているのでしょうか。
- 子ども企画課長（宿村 篤由） 市内の保育所におきまして、保健師または看護師を配置している実態についてのお尋ねでございます。市内の認可保育所全47か所のうち、保健師を配置している保育所はございませんが、看護師を配置している保育所につきましては7か所となっております。以上でございます。
- 市戸 ゆたか委員 基準が6人から4人で配置してもいいよということで、それはそれですごくいいことなんですけども、ただ保育士さんも足りないけれども、看護師も勤務する人が足りないというあたりでは、もっと私専門職のところにアピールしてもいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。というのは、医療現場で働いていない方がたくさんいらっしゃるんで、そういった意味で看護協会とかにこういう今法律が変わって、函館市も条例が変わっていますので、看護師も保育所で勤務できる体制も取れてますよということを周知徹底すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう計画はないんでしょうか。
- 子ども企画課長（宿村 篤由） 看護師配置の推奨に係るお尋ねでございます。保育所における看護師等の配置につきましては、児童福祉法に規定する児童福祉施設最低基準により義務づけられているものではございませんが、保育所における保育の内容等を定めた保育所保育指針においてその配置により疾病の対応など子供の健康支援に当たり専門する役割が期待されているところでございますが、その配置に当たりましては、人材の確保ですとか、あとは処遇の問題ですとか、そういう課題もあるものですから、それにつきましても含めて今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
- 市戸 ゆたか委員 現在47カ所で、看護師が配置されているのは7カ所ということで、ぜひ7カ所からもっとふやしてほしいなというふうに思うので、そういった意味では看護協会とかそういう専門職のと

ころにもきちっと情報提供していただきたいということで終わりたいと思います。

- 委員長（日角 邦夫） ほかに御質疑ありませんか。板倉委員。
- 板倉 一幸委員 済みません、一つだけ確認をさせていただきたいんですが、補助金の返還なんですけど、中国帰国者等生活支援事業費の補助金ほか5件という、国庫補助金の返還金が議案として提出されているんですが、この中国帰国者等生活支援事業の内訳あるいはその対象の方ですとか、あるいは今回返還になった理由、原因といいますか、それについてはどういうものがあるのかということでお聞かせいただきたい。
- 保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 返還金のうちの中国帰国者等生活支援給付負担金についてのお尋ねですが、今ちょっと具体的な詳細調べさせていただきたいんですが、まず、今回の返還金の内容につきましては、決算見込みが925万5,000円で見込んでいたものが、決算額で1,096万8,000円ございまして、最終的な返還額が171万2,000円、こういう状況でございます。これにつきましては、生活保護者と同等の給付を行っている事業なんですけど、今現在5世帯だったと思います。その給付の内容が、ちょっと調べさせていただきたい。お時間ください。済みません。（「じゃあ後でって言ったって、終わっちゃうからね、きょうこれつけないと」の声あり）済みません。予算額で9名で見込んでいたものが、結果6名となったことによりまして、返還金が生じたというものでございます。以上でございます。
- 板倉 一幸委員 返還の理由はそういうことなんですけど、事業の対象ですとか、内容ですとか、それを知りたいということなんですけど。
- 保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） この事業の支給対象は、永住帰国した中国残留邦人、また樺太残留邦人、その配偶者でございまして、支給根拠といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくものでございます。以上でございます。
- 板倉 一幸委員 そうすると、先ほどの説明で、9名が6名というふうにおっしゃっていましたが。先に言った5世帯というのがどうなのか、ちょっとその関係教えてほしいんですが。9名から6名に減った理由というのは、何ですか。9名見込んでいたけれど、6名しかいなかったということでもないんでしょう。あらかじめ、そういう残留邦人の方々に対する支援ということなんでしょから。
- 保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 死亡が1名と、転居が2名でございます。以上でございます。
- 板倉 一幸委員 そうすると、当初9名だったんですけども、1人お亡くなりになって、2人転居されたということなんですね。これ、制度はそういうことなんですけど、他国からの帰国者に対する支援とかは特になんていんですか。
- 保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学） 中国の残留邦人と樺太の残留邦人だけでございます。以上でございます。
- 板倉 一幸委員 わかりました。
- 委員長（日角 邦夫） ほかに御質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（日角 邦夫） それでは、質疑を終結いたします。ここで理事者は、御退室願います。
（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部 退室）
-

(病院局 入室)

○委員長(日角 邦夫) 次に、議案第11号函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。御質疑ございませんか。齊藤委員。

○齊藤 佐知子委員 今回市立函館病院の診療科目に新しく病理診断科と救急科が加わるということなんですが、これまで救命救急センターっていうのがあったはずですが、それを救急科にするというところ、それから、新たに病理診断科をつくるというそのあたりのメリットというか、そこをちょっと教えていただければと思います。

○病院局管理部長(渡辺 史郎) 今回診療科を標榜するという、標榜というのは、外向けに広告を行うことです。私どもの病院にはこういう診療科がありますというPRですね。これは平成20年に医療法が改正されて、いろんな組み合わせで診療科っていうの標榜できるようになりまして、そのときに病理診断科ですとか救急科っていうのが標榜することが可能になりましたが、病理診断科というのは、患者さんが病理診断科があるからそこ受診するという性格のものではちょっとなくて、細胞診ですとか、術中の迅速な病理診断だとかできる、そういう専門の病理員がいて、そういう体制ができてる病院だということ標榜するといえますか、それだけクオリティが高い病院だということと言える、そういう標榜です。それから、救急科というのは、救命救急センターというのが救急科に変わるということではなくて、救命救急センターは引き続き残って、ただ、救急科ということ標榜する必要が生じた。この2つを標榜する必要が生じたのは、診療報酬改定がありまして、こういう診療科をきちんと標榜していないと、例えば病理診断管理加算というの、今まで専任の病理員を配置していれば取れたんですけども、そういうのちゃんと標榜しなさいと、そういう専門のお医者さんがいるんだということをきちんとPRしなさいというふうに変わったということですね。それから、救急科というの、救急医療に関する休日ですとか夜間の加算という制度ができて、ちゃんとそれだけ救急の医者の負担が大きいもんですから、それに対する加算というのを、診療報酬改定で設けられて、その条件として救急科というのをPRといえますかちゃんと標榜しなさいという、そういうような背景がありまして今回設けるものです。以上です。

○齊藤 佐知子委員 よくわかりました。それで、今回救急科ができるに当たってというか、市立病院の一般病棟の一部を、救命救急病棟に改修するということも含まれておりますが、今までのどこの病棟をやめて、救命救急病棟に変わるのでしょうか。

○病院局管理部長(渡辺 史郎) 資料の2ページ御覧になっていただきますか。参考資料と書いてあります。資料の2ページの上のほうに、(1)が診療科目で今の話です。(2)の病床数で、一般病床が今回16減るんですけども、まず今現在休止している4階西病棟48床ございまして、これは休んでいまして、暗くしているんですね。看護師さんとか足りないもんですから、そこは休止をしていたんですけども、そこは新救命救急病棟30床と、今3階にあるHCUと言われている22床あるんですけども、そこを移転しまして、器としては30床。すぐ30床で運用できるというふうには、なかなか看護師さんの数とかがあって難しいかもしれませんが、HCU、3階の南病棟にある22床をここに移して、救命救急病棟移して、少し大きくして運用しようとしています。それからその下に書いてますが、産科の再開を平成27年度に予定していますけれども、そうしますと乳幼児患者の受け入れも許可しなければならない。

そこで3階東病棟、今36床なんですけれども、個室を2つふやして38床にする。で、上のほうで三角18、マイナス18、下でプラス2で、差し引きマイナス16床というのが、今の一般病床のマイナス16床の内訳です。以上です。

○**齊藤 佐知子委員** わかりました。それでやっぱりこの救命救急病棟をつくるというのは、今後の、先日ドクターヘリの建設工事の入札が無事終了したということで、そういう今後の準備と言いますか、そういうことも考慮に入れた病床数というか、そういうことになっているということなんでしょうか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 今齊藤委員おっしゃったように、ドクターヘリが運航されて、救命救急患者さんがふえるということも視野に入れての拡張です。それ以外に、やはり高齢化が進んでいますんで、救命救急の患者さんというのが増加傾向にありますから、ドクターヘリも含めて、そういうものの増加に対応しようというところなんです。以上です。

○**齊藤 佐知子委員** わかりました。それと、精神病床のほうのことをお聞きしたいんですけども、このたび医師の減少に伴いということなんですけど、何名減少して、現在は何名残っているというか、何名今精神科の先生はいらっしゃるんでしょうか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 今回は3人、昨年度まで、平成25年度まで3人いた精神神経科の医師が2人になったということで、それで100床の許可病床を維持するというのは難しくなったので半分に、許可病床としては50床と、実際今入院患者は20名強ぐらいになっています。昔旭岡に病院あったときは200床で、医師も7人いた時代がありますけれども、だんだん減ってきてまして、3人、2人、一番少ないときは2人になっていますが、少し挽回して3人にして100床で何とか頑張ってたんですけども、そこが2人になって、割と年配の医師2人になったものですから、今回50床に縮小するというふうに提案させてもらっているところなんです。以上です。

○**齊藤 佐知子委員** 今回医師が減ったということで病床数が減ったんですけども、今後方向として、さらに精神科の先生をふやしていくとか、このまま2人でずっと50床でいくのか、そのあたりの今後の考えというのはどういうふうにあるんでしょうか。

○**病院局管理部長（渡辺 史郎）** 今申し上げたとおり、精神科は平成26年度から2人の体制になったんですけども、精神科の医師も含めて医師確保のために、関係大学に病院局長、院長が足しげく通って医師派遣の要請は行ってきています。ただ、精神科については、病院勤務を希望される精神科のお医者さんというのが非常に少ないというところで、今2人いるお医者さんは弘前大学の先生です。それから退職した医師は北大の先生だったんですけども、なかなか関係大学からの派遣というのは非常に難しいというふうにも言われています。そういう中で、市立函館病院では、6月11日にホームページ上で精神科の医師の公募というのを開始しまして、なかなか大学からの派遣というのは難しいものですから、医師の公募というのも始めたところです。今後ですけれども、お医者さんの確保ということにももちろん全力を尽くして参りますけれども、なかなか難しいということになりますと、やはり病床今縮めましたけれども、さらに運用する病床というのを少なくするというのも検討せざるを得なくなると、そういうふうに考えます。以上です。

○**齊藤 佐知子委員** 公募も今したということですが、それについての問い合わせとか、そういうのはあるんですか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） 先ほど申し上げたとおり、6月11日にホームページ上に載ったばかりで、まだそれに対する問い合わせは1件も来ていませんでした。

○斉藤 佐知子委員 わかりました。今後の聞いたら、今1人減って50床になり、もしかしてその2人の先生がさらに減ったら、さらに病床数も減るかもしれないということがあり得るという管理部長のお話だったんですけれども、やはり函館市内で精神科の病棟を総合病院で持っているというのは、そんなにたくさんあるわけでもないし、私は公立の市立函館病院が行く行くは精神科病棟がゼロということには絶対なってほしくないなど。しっかりと病棟の維持というのは大事じゃないかなというふうにも思ってるんで、ぜひ医師の確保には全力でというか、ほかの科のお医者さんもそうですけれども、ぜひしっかりとまた努力を続けていただければと思います。終わります。

○委員長（日角 邦夫） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） それでは、質疑を終結いたします。ここで理事者は、御退室願います。

（病院局 退室）

○委員長（日角 邦夫） 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。本件については、学童保育に関する国の動向や、市の標準モデルの検討状況を見ながら、引き続き審査することを確認しておりました。

状況についてお話しさせていただきますと、子ども・子育て支援新制度の実施に向け、先日、国において各種基準が示されたところですが、市ではその基準に基づき、6月9日付で配付された資料のとおり、施設や事業の設備・運営に関する基準等を条例で定めるため、パブリックコメントを実施しております。また、秋ごろには子ども・子育て支援事業計画の素案が示される予定と伺っております。

市の標準モデルについては国の基本指針や各種基準などを踏まえ、検討することになります。

これを踏まえ、陳情審査の参考とするため、正副で資料を調整し、先日、各委員にお配りさせていただきました。

それでは、本件について各委員から何か御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） それでは本件についてはこれで終わります。

○委員長（日角 邦夫） 次に、陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。本件については、陳情第9号と同様、子育て支援に関する国の動向と、それに伴う市の条例制定等の動きを見ながら、引き続き審査することを確認しておりました。状況については、先ほどお話ししたとおりです。それでは、本件について各委員から何か御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 発言がないということですので、それでは本件はこれで終わります。

○委員長（日角 邦夫） これより各事件に対する協議を行います。先ほどの質疑等を踏まえ、当委員会

に付託された議案6件に対して、委員間で協議すべき事項はございますか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(日角 邦夫) ないようですので、これより議案第1号平成26年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案6件について順次各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際には、賛否理由につきましても、あわせて御発言いただきますようお願いいたします。それでは市政クラブさん。
- 北原 善通委員 マル。1、2、19まで全部マル。
- 委員長(日角 邦夫) 7、8、11は。
- 工藤 恵美委員 1、2、7、8、11、19。
- 委員長(日角 邦夫) 全て。
- 北原 善通委員 全て。
- 委員長(日角 邦夫) 全てマルということですね。民主・市民ネットさん。
- 板倉 一幸委員 私どもの会派も、全てマルで。
- 委員長(日角 邦夫) 公明党さん。
- 小林 芳幸委員 全マルで。
- 委員長(日角 邦夫) 市民クラブさん。
- 佐々木 信夫委員 うちも全てマル。
- 委員長(日角 邦夫) 日本共産党さん。
- 市戸 ゆたか委員 同じく全部マルです。
- 委員長(日角 邦夫) 一通りお聞きしましたので、私から各会派の採決態度を確認いたします。市政クラブさん全部マルと。民主・市民ネットさんも全部マル。公明党さんも全部マル。市民クラブさんも全部マル。日本共産党さんも全部マル。ここで何か、御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(日角 邦夫) 次に、当委員会に付託された陳情について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても御発言願います。また、議運申し合わせにより不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等にかかわる発言の記録を陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとしたいと思っておりますので、御配慮の上、発言いただくよう、よろしく願います。それでは市政クラブさん。
- 北原 善通委員 財政に余裕があれば賛成してあげたいものばかりでございます。継続。
- 委員長(日角 邦夫) 9号、23号全部継続ということでいいですね。
- 北原 善通委員 はい。
- 委員長(日角 邦夫) 民主・市民ネットさん。
- 板倉 一幸委員 私どももできるだけ早く、市政クラブの皆さんと同様でございますけれども、できるだけ早く結論を出してあげるべきだと思いますが、先ほど委員長がおっしゃいましたように、パブリックコメントが実施をされる、あるいは市の考え方が一定程度明らかにされるということが近いようですので、それらの状況を見て判断させていただきたいということで、今回は継続ということにさせていただきますと思います。

○委員長（日角 邦夫） 次、公明党さん。

○小林 芳幸委員 同じく継続で。

○委員長（日角 邦夫） 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 継続。

○委員長（日角 邦夫） 日本共産党さん。

○市戸 ゆたか委員 態度は決まっていますが、皆さん継続なので継続をお願いします。

○委員長（日角 邦夫） わかりました。一通りお聞きしましたので、私から各会派の採決態度を確認いたします。市政クラブさん全部継続と。それから民主・市民ネットさんも継続。公明党さんも継続。市民クラブさんも継続。日本共産党さんも継続ということでもあります。ここで何か御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） ないようですので発言を終結し、これで、協議を終了いたします。ここで事務調整のため、再開のめどを11時15分として、暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時17分再開

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、病院局 入室）

○委員長（日角 邦夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、当委員会に付託された各事件について、順次、採決をいたします。

それでは、議案第1号 平成26年度 函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第2号 平成26年度 函館市介護保険事業特別会計補正予算、議案第7号 函館市児童福祉施設の整備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第8号 函館市夜間急病センター条例の一部改正について、議案第11号 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について及び議案第19号 工事請負契約についての以上6件を一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありませんので、各案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、理事者は御退室願います。

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、環境部、病院局 退室）

○委員長（日角 邦夫） 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号から第3号まで及び陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第2項から第4項までについては、継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日角 邦夫） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。継続審査とすることに決定した事件について、本日伺った意見を踏まえた理由をもって、閉会中もなお継続審査する旨、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日角 邦夫) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、継続審査部分を除き、本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。

2 調査事件

(1) 地域包括ケアの推進について

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 議題宣告
 - ・ 本件については、理事者に出席をいただき、地域包括ケアに係る国の動向と本市の取り組み状況について調査を行い、さらには、先進地である柏市と尾道市を対象に行政調査を行うことを確認し、先般、調査を実施した。非常に参考となる大変有意義な調査であったと考えている。なお、先日、各委員に、行政調査報告書を今後の調査の参考としていただきたく、お配りした。
 - ・ 今後の調査の進め方について各委員に相談だが、正副としては、これまでの調査で地域包括ケアを推進するためには、在宅において、必要な医療・介護サービスが受けられる体制づくりが必要だと感じた。そこで、本市において病院と病院、病院と診療所の連携を推進している市立函館病院の地域医療連携室と、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の複数のサービスを組み合わせた「複合型サービス」を行っている市内の事業所に現地調査を行い、課題等を整理した上で、まとめに向けた協議を行っていくのも一つの方法ではないかと考えるが、いかがか。(異議なし)
 - ・ 現地調査の日程と「複合型サービス」を行っている市内の事業所の選定については正副で調整の上、改めて各委員に相談したいと思うが、よろしいか。(異議なし)
 - ・ それでは、そのように確認する。
 - ・ ほかに各委員から何か発言あるか。(なし)
 - ・ 本件については、現地調査を行い、課題等を整理した上で、まとめに向けた協議を行っていくため、閉会中継続調査事件とすることでよろしいか。(異議なし)
 - ・ お諮りする。閉会中継続調査とすることに決定した本件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思う。これに御異議ないか。(異議なし)
 - ・ 異議がないので、そのように決定した。
 - ・ 議題終結宣告
-

3 その他

○委員長(日角 邦夫)

- ・ 議題宣告

- ・ その他、各委員から何か発言あるか。(なし)
- ・ 散会宣告

午前11時23分散会